

第65号議案

府中市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年11月29日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

第7次府中市総合計画の実施に合わせて、災害及び新型コロナウイルスの感染拡大に係る危機管理の強化やデジタル技術を活用した業務等の変革に向けた取組の推進など、直面する課題の解決に注力できる機動的な組織とするため、所要の改正を行うものであります。

府中市組織条例の一部を改正する条例

府中市組織条例（昭和45年6月府中市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「政策総務部」を「政策経営部」に、「行政管理部」を「総務管理部」に改める。

第2条の表政策総務部の項及び行政管理部の項を次のように改める。

政策経営部

政策、財政、秘書及び広報、行政経営並びに情報戦略に関すること。

総務管理部

財産活用、建築及び施設マネジメント、契約、人事、文書並びに防災及び危機管理に関すること。

第2条の表市民協働推進部の項中「並びにコミュニティ」を「、広聴及び市民相談、コミュニティ並びに多様性社会」に改め、同表生活環境部の項中「ごみ減量」を「資源循環」に改め、同表福祉保健部の項中「生活援護」を「生活福祉」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。